

別紙2 園芸作物等の先導的取組支援

第1 趣旨

輸出の拡大や輸入品から国産品への切り替えなど需要構造が変化する中、新たな需要に対応する生産体制の構築を早急に進めていく必要がある。このため、需要の変化に対応し、新品目・品種、省力樹形の導入や産地の改革につながる新技術導入など、国際競争力の強化に向け産地を先導する取組に対して支援を行う。

第2 事業の内容等

1 支援対象となる品目及び取組内容

本事業で支援する品目及び取組内容は以下のとおりとし、品目別の詳細はⅠ及びⅡのとおりとする。

Ⅰ 果樹

Ⅱ 茶

(1) ほ場条件整備

園内道の整備やほ場の傾斜緩和、土壤土層改良、排水路の整備によるほ場条件の整備の取組

(2) 設備等導入

かん水施設や防霜ファン等の災害対応設備、多目的防災網、雨除け設備、高温障害の発生低減に向けた資機材の導入等の取組

(3) 品質向上

有機栽培への転換、茶の棚施設を利用した栽培方法への転換、茶の直接被覆栽培への転換及び輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入並びに残留農薬分析の取組

(4) 技術実証・展示

安定した高品質生産に係る生産技術及びその他新技術の導入に係る実証試験の実施及び新技術等の展示ほの設置に係る取組

(5) 伐採・抜根・整地

永年性作物の優良品種等の植栽や園地整理、品目転換等のための伐採（樹体を根元から切断することをいう。）・抜根及び整地に係る取組

(6) 栽培環境整備

品目等の転換後に新たに必要となる生産資材等の導入及び果樹のまとまった面積での伐採・抜根・整地後の植栽（以下「一斉改植」という。）に伴う、代替園地での生産性回復に係る取組

(7) 植栽

果樹及び茶の優良品種等の植栽等（伐採・抜根・整地後の植栽を含む。）に係る取組

(8) 未収益支援

果樹及び茶の植栽等により発生する未収益期間の樹体管理に係る取組

(9) 研修の開催等

新技術の実証や導入後等に行う研修の開催や栽培マニュアルの作成、転換先品目の販路開拓に必要な広報資材の作成、労働力の確保に向けた検討会の開催等の

取組

(10) 農業機械等のリース導入

茶の生産性向上やエネルギーコスト削減に資する生産・加工機械等のリース導入の取組

(11) 推進事務

第2の1のI及びIIの事業において、事業実施主体（第2の1のIの事業においては、第2の1のIの第2の2に定める事業実施者を含む。）が、（1）から（10）までの取組の実施やこれらの取組を行う支援対象者の選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う取組

2 補助対象経費及び補助率

補助対象経費は別表1のとおりとし、事業実施主体（第2の1のI及びIIの事業にあっては、それぞれに定める事業実施者または支援対象者）が直接的に行う、第2の1の取組に要する経費の補助率は、以下並びにI及びIIに定めるとおりとする。

ただし、果樹に係る事業にあっては、事業実施主体及び事業実施者が行う本事業の実施に必要な経費は定額とする。なお、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）の別表1に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業の事業実施主体と同一となる場合にあっては、果樹労働生産性向上等対策事業のうち果樹経営支援等対策事業に係る事務と一体的に実施することができるものとする。

（1）ほ場条件整備 1／2以内

（2）設備等導入 1／2以内

（3）品質向上 1／2以内

（4）技術実証・展示 定額、1／2以内

（5）伐採・抜根・整地 1／2以内

（6）栽培環境整備 定額（転換面積10a当たり30万円以内。果樹の一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組は10a当たり56万円とする。）

（7）植栽 1／2以内

（8）未収益支援 定額

（9）研修の開催等 定額

（10）農業機械等のリース導入 1／2以内

（11）推進事務 定額

第3 事業実施主体の公募

本事業は公募事業とし、農林水産省のウェブサイトにおいて、農産局長が公募するものとする。その詳細は農産局長が公募要領に定めるものとする。

1 審査

第2の1のIの事業については農産局において、第2の1のIIの事業については地方農政局等において、応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、農産局長が設置する外部有識者で構成される選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）に取組内容及び成果目標の妥当性について諮るものとする。

なお、審査基準については、別表2のとおりとし、応募者から提出された申請書

類を審査基準に基づき採点の上、全ての審査項目のポイントを合計し、予算の範囲内でポイントの高い者から順に補助金交付候補者として採択するものとする。同ポイントの申請が複数あった場合は、国費が少ない者を優先的に採択するものとする。

2 審査結果の通知等

- (1) 農産局長は、選定審査委員会による審査結果について、第2の1のIの事業については応募者に対して、第2の1のIIの事業については地方農政局長等に対して、審査結果を通知するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の通知があった場合、応募者に対し審査結果を通知するものとする。
- (3) 農産局長及び地方農政局長等は、選定審査委員会による指摘等がある場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることができることとする。

なお、この場合にあっても、ポイントの変更は行わないものとする。

第4 事業実施手続

1 事業実施計画

- (1) 事業実施主体は、事業実施前に、別紙様式第1号により事業実施計画を作成の上、第2の1のIにあっては農産局長、第2の1のIIにあっては地方農政局長等（以下「農産局長等」という。）へ提出し、その妥当性について協議を行うものとする。

なお、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者の事業実施計画については、農産局長等との協議を行ったものとみなすことができる。

- (2) (1)の事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

- ア 事業内容の取組の新設
- イ 成果目標の変更
- ウ 特に必要と認められる重要な変更

なお、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

- (3) 第2の1のIIの事業の場合、地方農政局長等は、提出された事業実施計画について、次のアからウまで全て満たすよう指導するものとする。

- ア 事業の実施要件を全て満たしていること。
- イ 当該事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること。
- ウ 取組の内容が、事業実施地区が所在する都道府県又は市町村と連携したものであること。

2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、実情に応じた事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する必要がある場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、農産局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第2号により農産局長等に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施

主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

また、交付決定前に事業に着手した事業実施主体は、本要綱第9の規定による申請書の備考欄に、着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 農産局長等は、(1)のただし書による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を行うことにより、事業が適正に行われるようとするものとする。

3 農業機械等のリース導入に係る留意事項

(1) リースを行う農業機械等の範囲

第2の1の(10)に係るリースを行う農業機械等は、事業を実施するために直接必要なものとし、次に掲げる農業機械等は対象から除くものとする。

ア トラクター

イ 農業以外の用途への汎用性の高いもの（運搬用トラック、バックホー等）

ウ 販売業者により設定されている小売希望価格（これが設定されていない場合には、一般的な実勢価格）が、消費税を除いて50万円未満の機械等

エ 本事業による導入以前に利用された実績のある農業機械等

オ リース利用者が既に利用している農業機械等と同種・同程度のものへの更新とみなされる農業機械等

(2) リースの条件

ア リースを行う農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース契約期間にわたり、十分な利用が見込まれること。

イ リースを行う農業機械等の規模及び能力が、事業を実施するほ場等の面積の規模等からみて適正であり、かつ過大なものでないこと。

ウ リースを行う農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

(3) リース契約の条件

リース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 事業実施計画書に記載されたリース利用者に係るものであること。

イ リース事業者及びリース料が(5)アに定めるところにより決定されること。

ウ リース期間が法定耐用年数（大蔵省令に定める耐用年数をいう。）以内であること。

(4) リース料助成金の額の計算方法

リースに係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額とする。

なお、算式中、リース物件価格（農業機械等の実勢価格をいう。）及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体又はリース利用者が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×補助率

イ リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×補助率

（5）リース等に係る手続

ア リース事業者及びリース料の決定

事業実施主体は、交付決定後、リース事業者に農業機械等を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。また、事業実施主体は、別紙様式第5号により、入札結果報告を農産局長等に提出するものとする。

イ リース料助成金の支払

事業実施主体は、農業機械等を導入したリース利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、（4）により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく、当該リース利用者に対してリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該リース利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

ウ リース料助成金の管理

事業実施主体は、農林水産省から交付された本事業に係る補助金を事業実施主体に滞留させることなく、リース利用者へリース料助成金として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体はリース料助成金をほかの補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

第5 事業の適正な執行の確保及び指導推進等

1 国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 農産局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又は支援対象者（果樹はⅠの第2の3、茶はⅡの第4の（6）に記載）のいずれかがこれらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずることとする。

（1）農産局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき。

（2）事業実施主体が第7の2に定める事業評価等の報告を怠ったとき。

（3）導入した設備等又は第4の3によりリースを行った農業機械等が消滅又は消失したとき。

（4）導入した設備等又は第4の3によりリースを行った農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断するとき。

（5）改植等の取組が継続されていないこと、改植等の取組中の個々のメニューを別のメニューに切り替えて実施していること又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき。

（6）第4の3により締結されたリース契約を解約又は解除したとき。

（7）第4の3により締結されたリース契約が、第4の3の（3）のリース契約の条件に合致しないことが明らかとなったとき。

（8）事業実施主体が、配分基準の内容と異なる状況となったことで（自然災害等、や

むを得ない事情があると農産局長等が認める場合を除く。）、事業の採択水準を満たすポイントを下回ることが明らかとなったとき。

第6 設備等の管理運営に関する基準等

1 管理運営

支援対象者は、事業により整備した設備や場、リースを行った農業機械等（以下第6において「設備等」という。）について、法定耐用年数の満了時までは、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。

2 指導監督

事業実施者は、事業の適正な推進が図られるよう、支援対象者による適正な設備等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、事業実施者は、関係書類の整備、設備等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、支援対象者を十分に指導監督するものとする。

3 事業名等の表示

支援対象者等は、事業により整備した設備等について、事業名、整備を実施した年月日等を表示するものとする。

第7 点検評価等

1 事業実施状況の報告

（1）事業実施主体は、本要綱第35に基づき、事業実施年度における事業の実施状況を別紙様式第3号により作成し、事業実施年度の翌年度の7月末日までに農産局長等に報告するものとする。

（2）農産局長等は、（1）の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

2 事業の評価及び改善指導

（1）事業実施主体は、本要綱第36に基づき、成果目標の達成状況について、別紙様式第4号により自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに農産局長等に報告するものとする。

（2）農産局長等は、（1）の事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。

別表1（補助対象経費）

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な試験、検証及び調査に係る備品の購入に要する経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、支援対象者による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> 自らが会議室を所有している場合は、その会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。 電話等の通信費については、基本料は除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業機械・施設、ほ場等の借上経費 	
	印刷製本	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必 	

	費	要な資料等の印刷製本に要する経費	
資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く。	
原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や技術実証試験等に必要な原材料の経費		
資機材費	・事業を実施するために直接必要なほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・高温対策に係る資機材の導入に係る経費（細霧冷房、遮光資材、土壤被覆資材）		
消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の公印作成費	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。	
植栽費	・永年性作物の伐採・抜根及び整地並びに植栽等の実施に直接必要な経費		
転換等助成費	・生産者が転換先品目を導入するため新たに必要となる種子・種苗、農薬及び肥料、生産資材等の経費		
未収益期間栽培管理費	・植栽等に伴い発生する未収益期間における栽培管理に直接必要な経費		
ほ場整備費	ほ場の整備に直接必要な以下の経費 ・土壤土層改良費（重機の賃借に要する費用・燃料費、深耕・整		

		<p>地費、土壤改良用資材費等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内道等の整備費、傾斜の緩和に係る経費、排水路の整備費 	
	設備設置費	<p>以下の設備の設置に直接必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防霜、防雹、防風、その他病害虫対策に係る設備の整備費（防霜ファン、多目的防災網、雨よけ設備等の整備費） ・用水、かん水施設等の整備費（揚水施設、散水施設、自動制御装置等の整備費） ・化石燃料のみに依存しない新たな茶加工技術の検討・実証に係る対象機械等の導入、改良・改造、整備費 	
	燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査に使用する自動車のガソリン代等の経費 	
	代替園地管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉改植を行うに当たり、代替園地における営農の継続に係る掛かり増し経費 	
旅費	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 	
	調査等旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費 	
謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・自身、自身の代表者及び自身に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とするこ

			<p>と。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費 	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費 	

注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。

- 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース
- ・レンタルの場合

注3 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- 農産物等の販売価格支持又は所得補てん
- 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

別表2 (審査基準)

審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- 過去3か年に適正化法第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募者(共同機関を含む。)
- 効率性を除く審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

1 共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> 事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 		
効率性 【事業実施計画の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体制の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・代表者に十分な管理能力があるか。事業内容に関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【支援の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
品目ごとに、2項目の審査基準を設定			

2 各品目の審査基準

(1) 果樹

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
果実・果樹に対する知見	<ul style="list-style-type: none"> ・果実の生産に関する知見を有しているか。 ・果実の流通に関する知見を有しているか。 ・果実の加工に関する知見を有しているか。 ・果実の消費に関する知見を有しているか。 ・果樹に係る試験研究等果樹農業に関する知見を有しているか。 	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0
事業実施者等との協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者と事業実施者との協力体制が構築されている事業体系となっているか。 ・『果樹産地構造改革計画について』（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知。）に基づく産地協議会や農業協同組合等の関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。 ・都道府県と関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。 	3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 3 1 0

(2) 茶

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント	
茶に対する知見	<ul style="list-style-type: none"> ・茶の生産に関する知見を有しているか。 ・茶の流通に関する知見を有しているか。 ・茶の加工に関する知見を有しているか。 ・茶の消費に関する知見を有しているか。 ・茶に係る試験研究等茶業に関する知見を有しているか。 	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0	
成 果 目 標 に 関 す る 基 準	IIの第4の（1）のア	産地で推奨する品種の栽培面積の割合	100% 95%以上 90%以上 85%以上 80%以上 80%未満	5 4 3 2 1 0
		産地で推奨する品種へ転換する面積の割合	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上 10%未満	5 4 3 2 1 0
		生産量又は販売額の増加割合	20%以上 18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 12%未満	5 4 3 2 1 0
		有機栽培面積の割合	28%以上	5

		26%以上 24%以上 22%以上 20%以上 20%未満	4 3 2 1 0
IIの第4の(1)のオ	輸出向け栽培面積の割合	28%以上 26%以上 24%以上 22%以上 20%以上 20%未満	5 4 3 2 1 0
IIの第4の(1)のカ	災害発生年と比較した単収の増加割合 ※災害発生年と比較する単収は、事業実施年度の翌年度から目標年度までの3年間の平均値とする。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上 10%未満	5 4 3 2 1 0
IIの第4の(1)のキ	産物1kg当たり又は10a当たり労働時間の削減割合	12%以上 10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 4%未満	5 4 3 2 1 0
IIの第4の(1)のク	化石燃料のみに依存しない新たな茶加工技術の導入に資する取組の実施 (a) 実証技術導入前後の荒茶1kg当たりの燃料使用量の比較・分析 (b) 実証技術導入前後の荒茶品質の比較・分析 (c) 新たな燃料(熱源)の確保に向けた課題や産地での普及見込みの検討 (d) 新たな燃料(熱源)を取り入れた場合の燃料コスト削減効果の考察	(a)～(d)のすべてに取り組む場合 上記以外	5 0
加算	茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成(IIの第3の3)に取り組む場合	フラッグシップ輸出産地として認定された産地(フラッグシップ輸出産地選定実施要領(令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知)第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。以下同じ。)を事業実施主体である協議会に含む場合	3

		上記以外	2
	茶の輸出拡大を図るため、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4輸国第3859号農林水産事務次官依命通知）第11第1項の規定によりサプライチェーン連結強化緊急対策（同要綱別表1の区分の欄の4の事業をいう。）の交付決定の通知を受けた又は通知を受けることが確実と見込まれる協議会の構成員となっている産地の取組である場合（ただし、茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成（Ⅱの第3の3）に取り組む場合を除く。）	上記以外 フラッグシップ輸出産地として認定された産地の取組である場合	3
	採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に定める生産方式革新実施計画（以下「革新計画」という。）の認定を受けている者又は事業実施年度の末までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業申請者の事業内容が当該革新計画の内容に合致している場合		1

I 果樹

第1 趣旨

果樹は、他の作物と比較して労働時間が長く、かつ、労働量のピークが収穫等の短時間に集中する労働集約的な構造のため、園地の集積・集約化、規模拡大が進んでいないことなどから果樹の販売農家は10年で2割減少するなど生産基盤の脆弱化が継続している。

高品質な国産果実は国内外で高い評価を受けており、輸出品目としても高いポテンシャルを有しているにも関わらず、人口減少による国内需要の減少を上回って生産量が減少しており、国際競争力を維持し、安定した輸出を行っていくためには国内需要も含め生産量を確保することが急務となっている。

加えて、近年頻発している大規模自然災害、気候変動に起因する新規病害のまん延や今まで発生していなかった凍霜害や雹害の頻発、夏季の高温等の影響による日焼けや着色不良など栽培環境の変化等のリスクが顕在化している。これらの災害によって国内外の市場が求める安定的な農産物の供給に支障が生じ、個別の農業経営のみならず産地としての競争力に大きな影響を及ぼしかねない状況となっており、果樹産地の労働生産性の向上のために省力的植栽方法への転換及び省力樹形の導入等が必要となっている。

また、我が国において、将来にわたって安定した良質な果実生産による国際競争力の高い持続可能な果樹農業を実現していくためには、予見し難い極端な気象推移や新規病害虫にも対応できる強固な生産基盤形成を進める必要があることから、災害防止設備等の導入を支援することで、今後発生する自然災害等を未然に防止し、安定生産を行うための体制構築が必要となっている。

さらに、果樹生産においては、高い防水性と透湿性を兼ね備えた土壤被覆資材を利用した周年マルチ点滴かん水同時施肥法や機能性果実袋を利用した生理障害軽減技術等、安定した高品質生産を継続するための生産技術の確立が必要となっている。

これらの課題の解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

(1) 事業実施主体は、次に掲げる者とする。

民間企業、特定非営利活動法人、事業協同組合連合会、事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。

ただし、いずれの組織においても役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこ

と。

(2) 事業実施主体は、本事業の業務の実施に関する事項について、あらかじめ農産局長に協議の上、業務方法書に定め、又は変更するものとする。

(3) 業務の内容については、2に定める本事業の事業実施者（以下「事業実施者」という。）に対する助成及びそれに附帯する業務とする。

(4) 必要な報告の聴取又は調査

事業実施主体は、(3)の業務の実施に必要な限度において、事業実施者に対して、必要な事項に係る報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(5) 事業の円滑な推進

事業実施主体は、(3)の業務を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組を行う。

ア 推進・指導

事業の実施等に必要な事項についての周知の徹底、適正な事業の実施を確保するための事業実施者及び支援対象者に対する指導並びに所要の手続に係る事務

イ 交付事務

申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等

ウ 実施確認

事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認

エ その他必要となる取組

アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

2 事業実施者

(1) 本事業の事業実施者は、原則として都道府県法人（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第4条の4第2号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。）とし、産地協議会と連携して事業を実施するものとする。

ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

(2) 都道府県の区域を越える地域を地区とし、従たる事務所を設置している者が事業実施者となる場合の取扱いは以下のとおりとする。

ア 都道府県の区域を地区とする従たる事務所において事業を行う場合の事務手続については、事業実施者が都道府県ごとに事業を委任する者を置き、その者に行わせることができる。

イ 事業実施者がアに基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときには、あらかじめその旨を、当該都道府県を地区とする都道府県法人を通じて事業実施主体に届け出るものとする。

なお、当該都道府県に都道府県法人が設置されていない場合は事業実施主体に届け出るものとする。

ウ イに基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときの事務手

続については、都道府県の全部又は一部の区域を地区とする者が事業を行う際の事務手続に準じるものとする。

(3) 別紙2の第2の1(4)に定める取組のうち安定した高品質生産に係る生産技術及びその他新技術の導入に係る実証試験(以下「技術の実証」という。)の実施については、次のア及びイを満たす場合に限り生産出荷団体その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

ア 自らが取組を実施すること。

イ 取組の計画、実施及び評価について都道府県からの指導を受けること。

(4) 事業実施者は、事業等の実施に必要な事項について業務方法書に定めるものとする。なお、(3)にあっては、この限りでない。

3 支援対象者

第3に定める取組の支援対象者は、次に掲げる者とする。ただし、技術の実証については、次の(4)、(5)及び(7)に限る。また、2(3)の場合にあっては、支援対象者を設定しないものとする。

(1) 産地計画において担い手と定められた者

(2) 産地計画に参画している生産者(1年以内に担い手が所有権若しくは賃借権等を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約(継続して8年以上の期間を有するものに限る。)を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。)

(3) 地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。)第19条第1項に定める地域計画をいう。以下同じ。)のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。以下同じ。)に位置付けられた担い手等(目標地図に位置付けられている認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織)、市町村の基本構想(基盤法第6条第1項に定める基本構想)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。)

(4) 農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)

(5) 生産出荷団体(別紙2の第2の1(4)に定める取組に限る。)

(6) 革新計画の認定を受けた者又は認定を受けることが確実と認められる者

(7) 農産局長との協議の上で事業実施主体が特に必要と認める者

第3 事業の内容

国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るため、第2の1の事業実施主体が生産基盤強化を目的として実施する、第2の3に定める本事業の支援対象者(以下「支援対象者」という。)が、『果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)』(以下「産地計画通知」とい

う。)に基づく産地協議会(以下「産地協議会」という。)が、産地計画通知に基づき策定した果樹産地構造改革計画(以下「産地計画」という。)等に基づき、当該計画に定められた品目・品種(高温に対する適応性があると認められる品種の場合はこの限りではない。)について行う労働生産性の向上が見込まれる別紙2の第2の1に掲げる取組に対し支援する取組とする。

また、各取組に係る留意事項は、以下のとおりとする。

- (1) 技術の実証については、社会情勢や自然環境等の変化に対応し、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規模実証とし、その補助率は1/2とする。
- (2) 植栽(別紙2の第2の1(7))及び伐採・抜根・整地(別紙2の第2の1(5))とあわせ行う植栽(伐採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する場合を含む。Iにおいて以下同じ。)については、国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るための省力樹形(未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、面積当たりの労働時間の縮減、又は面積当たり収量増加を慣行比10%以上とすることが試験結果若しくは事例で確認できる樹形。Iにおいて以下同じ。)や、省力的植栽(園地内の作業道を確保し、樹高を低く仕立てるなど、整列して作業性、安全性を高めた植栽方法。Iにおいて以下同じ。)、優良品目・品種の植栽とし、一斉改植で行う植栽は、省力樹形または省力的植栽とする。
- (3) 別紙2の第2の1の(8)の未収益支援の補助率は、10a当たり22万円の定額とする。

第4 事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

- (1) 別紙2の第2の1に定める取組のうち(4)以外の取組については、事業を実施する地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であり、(6)に定める取組のうち一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組、(7)及び(8)に定める取組の対象とする園地は、地域計画の区域内(地域計画の区域内に含まれることが確実な場合も含む。)であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。また、技術の実証については、実施する取組の内容は、果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第2条の3に基づき都道府県が策定する果樹農業振興計画の方針に沿ったものであること。
- (2) 別紙2の第2の1(6)に定める取組のうち一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組、(7)及び(8)に定める取組について、支援対象者は事業実施の4年後に転換の態様が維持されていること等を確認し、事業実施者に報告すること。

転換の態様が維持されていること等の確認に当たっては、事業実施の内容、転換の態様が維持されているか等について第5に定める果樹先導の取組支援事業実

施計画との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の確認根拠書類を5年間保管すること。

（3）支援対象者が事業実施から4年後までに以下のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと。ただし、技術の実証については、支援対象者（第2の2（3）の場合にあっては事業実施者の場合を含む。以下同じ。）が事業実施の翌年度までにエの要件を満たすこと。

ア 支援対象者の果樹栽培面積のうち、産地計画における生産振興品目・品種の栽培面積を8割以上とすること

イ 生産量又は販売額を12%以上増加させること

ウ 災害防止設備又は病害低減設備の導入により、対象となる災害又は病害が大きく発生した年と比較して単収を1割以上増加させること

エ 技術の実証の取組により得られた成果を他の産地も含め活用できるように公表すること

（4）実施面積が以下のとおりであること。

ア 別紙2の第2の1のうち以下のイからオ以外の取組：地続きで1か所当たりおおむね2a以上

イ 別紙2の第2の1（1）及び（2）に定める取組（以下、「ほ場条件整備等」という。）：地続きで1か所当たりおおむね10a（ただし、土壤土層改良の取組は地続きでおおむね2a）以上

ウ 別紙2の第2の1（4）に定める取組：1か所当たりおおむね200a（ただし、別紙2の第2の1（4）に定める取組のうち展示ほの設置（以下「展示」という。）は地続きでおおむね2a）以上

エ 別紙2の第2の1の（6）に定める取組のうち一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組：支援対象者ごとに、当該支援対象者が一斉改植（支援対象者ごとに、当該産地における当該品目のおおむね1経営体当たりの平均栽培面積以上である場合に限る。）を行った面積以下

オ 別紙2の第2の1の（7）に定める取組のうち一斉改植：支援対象者ごとに、当該産地における当該品目のおおむね1経営体当たりの平均栽培面積以上

（5）ほ場条件整備等の実施に当たっては、原則として支援対象者が農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく果樹共済又は収入保険に現に加入しているか、次年度に加入することを確約すること。

また、これ以外の取組を事業実施者が実施するに当たっては、近年、気象災害が増加していること等に鑑み、果樹共済及び収入保険、その他の農業関係の保険への加入等により果樹経営の安定化を促すものとする。

（6）ほ場条件整備等及び省力的植栽ほ場の展示に当たっては、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

（7）別紙2の第2の1（2）に定める取組のうち雨よけ設備の設置及び展示については、別紙2の第2の1（7）に定める植栽の取組と一体的に実施するものとす

る。

- (8) 別紙2の第2の1の(2)に定める取組のうち高温障害の発生低減に向けた資機材の導入については、以下のアからウまでにより実施するものとする。
- ア 細霧冷房：樹体や果実の冷却を目的とするもの
- イ 遮光資材：支持設備等と一体的に導入する遮光ネット
- ウ 土壌被覆資材：点滴かん水設備等と一体的に導入するマルチシート
- ただし、イ及びウについて、既に導入済の支持設備やかん水設備等と一体的に導入する場合はこの限りではない。
- (9) 別紙2の第2の1の(6)に定める取組のうち一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組について、支援対象者は事業実施から5年間当該代替園地において営農を継続するとともに、一斉改植を行った園地が成園化した後も、支援対象者又は事業実施者は当該代替園地を適切に管理する体制を整えること。

第5 果樹先導的取組支援事業実施計画

- (1) 支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた果樹先導的取組支援事業実施計画を別紙参考様式第1号及び別紙参考様式第3号により事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、技術の実証を実施する支援対象者は、別紙参考様式第2号及び別紙参考様式第3号により事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 事業実施者は、(1)の承認をしようとするときは、都道府県知事及び事業実施主体に協議するものとする。
- (3) 果樹先導的取組支援事業実施計画を変更する場合は、(1)及び(2)の規定を準用するものとする。

ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業量又は事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

第6 推進指導体制等

(1) 全国段階

事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、農産局と連携して必要な情報の収集に努めるとともに、事業実施者その他関係機関に指導を行うものとする。

(2) 都道府県段階

事業実施者は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して産地協議会その他関係機関に指導を行うものとする。

(3) 産地段階

産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。ただし、技術の実証についてはこの限りでない。

第7 補助金の配分等

1 補助金の配分

(1) 事業実施主体は、国から交付された補助金の範囲内において、次に掲げる事項を勘案して算出したポイントに応じた額を事業実施者へ交付するものとする。

- ア 担い手への園地の集積状況
- イ 振興品目の生産状況
- ウ 農地中間管理機構等を通じた園地整備の取組状況
- エ 農地中間管理機構の産地協議会への参画状況
- オ 農業共済及び収入保険の加入状況
- カ GAPの取組状況
- キ 革新計画の認定状況
- ク 輸出の取組状況（フラグシップ輸出産地の認定状況を含む。）
- ケ 水田活用の取組状況
- コ 労働生産性向上の取組状況

(2) (1)に基づく交付額の算出の基礎となる指標については、(1)に掲げる事項ごとに、事業実施主体が農産局長と協議して定めるものとするが、省力樹形の導入や農地中間管理機構等の活用等の構造改革に取り組む産地協議会に対しては、優先配分するものとする。

(3) 設備等導入の取組のうち雨よけ設備の導入については、産地協議会ごとに(1)に掲げる事項を勘案して算出したポイントの高い順（同一ポイントを獲得した産地協議会が複数ある場合には、当該取組の要望額の小さい順）に並べ、事業実施主体が農産局長と協議して定める当該取組の予算額の範囲内において、ポイントが上位の産地協議会から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を事業実施者へ交付するものとする。

2 補助金の交付

(1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、別紙参考様式第4号又は別紙参考様式第5号に定める果樹先導的取組支援事業補助金（変更）交付申請書により事業実施者（第2の2（3）の場合にあっては事業実施主体）に対し補助金の交付を申請するものとする。

(2) 事業実施者（第2の2（3）の場合を除く。）は、支援対象者からの補助金の交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。

3 実績報告

(1) 支援対象者は、本事業の実績について、第5の(1)の果樹先導的取組支援事業実施計画の内容に準じて記載するとともに、補助金の請求額について、別紙参考様式第6号に定める果樹先導的取組支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書により事業実施者に報告するものとする。

(2) 事業実施者は、支援対象者からの報告を取りまとめ、内容を審査の上、事業実施主体に報告するものとする。

4 補助金の支払い

事業実施主体は、3の(1)及び(2)により報告された場合には、第2の1(2)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、事業実施者は、第2の2(4)の業務方法書に定めるところにより、当該支援対象者に対して補助金を支払うものとする。

第8 その他

1 支援対象者等は、事業の実施に当たり複数の業者から見積もりを徴取する等により、事業費の低減に努めることとする。

2 本事業の手続きに係る様式は、別紙参考様式を例として、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めることができるものとする。

3 環境負荷低減の取組

(1) 支援対象者は、事業実施計画の承認申請に当たって、別紙様式第6号-1の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下、「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で事業実施者に提出するものとする。

また、事業完了後においては、実際に取り組んだ内容をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施者に提出し、保管するものとする。

(2) 事業実施者は、別紙様式第6号-3のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、全ての支援対象者から当該チェックシートを収集し、当該支援対象者が各取組を実施する旨をリストに整理して当該リストを事業実施主体に提出するとともに、当該チェックシートを保管するものとする。

また、事業完了後においても、実際に取り組んだ内容をチェックした上で整理したリストを実績報告書の提出と併せて、事業実施主体に提出するものとする。

(3) 事業実施主体は、自ら別紙様式第6号-3のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、全ての事業実施者から収集した実施者リストと併せて、農産局長に提出するものとする。

また、事業完了後においても、実際に取り組んだ内容を整理したリストを実績報告書と併せて、農産局長に提出するものとする。

(4) ただし、GAP認証を取得している者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、認証書等の写しを提出することでチェックシートの提出を省略することができることとし、対象となるGAP認証はJGAP（農産）、ASIA GAP、GLOBAL G.A.P.及び国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAP（管理体制を有するものに限る）とする。

(5) 国は、実施者リストに記載された者から抽出して、環境負荷の取組を実施したかどうかを確認するものとする。

II 茶

第1 趣旨

茶は、リーフ茶を中心に消費量が長期的に減少している一方で、産地や品種の特徴等を捉えた新しい茶の楽しみ方を提案する喫茶店等が広がりをもって展開され、若年層を含む消費者の支持を得ているほか、輸出が過去最高額を記録するなど、需要動向の変化も見られている。

こういった国内外の新たな需要に対応するため、茶の植栽等を実施するとともに、安定生産を図るため、近年頻発する自然災害を未然に防止するための設備等の設置や燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換など、国内茶産地の生産基盤の強化や国際競争力の向上を図るための体制構築が急務となっている。これらの課題解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、以下（1）に掲げる者とし、（2）の全ての要件を満たすものとする。

（1）ア 農業者の組織する団体

　イ 公社

　ウ 協議会

（2）ア 茶についての知見を有し、かつ、茶産地が抱える各種課題解決に向け、事業実施を的確に行う体制及び能力を有すること。

　イ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理と処理を行う体制及び能力を有する者であって、役員名簿、組織の事業計画・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの。）を備えていること。

　なお、（1）のア及びウにあっては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。

　ウ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に關し、責任を持つことができる者であること。

　エ 本事業により得られた成果を公益の利用に供することについて、制限なく認める者であること。

　オ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員でないこと。

　カ 構成員に茶の生産者又は生産団体が含まれていること。

第3 事業の内容等

1 本事業で支援する取組

第2の事業実施主体が国際競争力の強化に向けた茶産地の体质強化を図るために行う別紙2の第2の1に掲げる取組とする。

また、各取組に係る留意事項は以下のとおりとする。

(1) 設備等導入（別紙2の第2の1（2））については、以下に定めるところによるものとする。

ア 事業実施主体は、交付決定後、当該設備を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、設備納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、事業実施主体は、別紙様式第5号により、入札結果報告を地方農政局長等に提出するものとする。

イ 導入設備の適正な利用が確実であると認められ、かつ、事業対象期間にわたり、十分な利用が見込まれること。

ウ 導入設備の規模及び能力が、受益農業従事者数、受益地区等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと。

エ 導入する設備は、動産総合保険等の保険に加入すること。

(2) 品質向上（別紙2の第2の1（3））については、以下のとおりとする。

ア 棚施設を利用した栽培法への転換については、茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、露地栽培から栽培法を転換するものとする。

イ 直接被覆栽培への転換については、てん茶を生産することを目的として、てん茶の生産に適した品種に限り、茶園を被覆資材で直接被覆する栽培法に転換するものとする。

ウ 有機栽培への転換については、有機JAS等認証と同等以上の取組を行う栽培法に転換することとする。また、対象とする茶園にあっては、目標年度までに有機JAS等の有機栽培に係る第三者認証を取得するものとする。

エ 輸出向け栽培体系への転換については、輸出先国の残留農薬基準に対応し、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置を行い、栽培法を転換することとする。また、対象とする茶園にあっては、生産された茶について目標年度までに残留農薬分析を実施し、輸出対応可能な茶として販売するものとするほか、事業実施主体がGFPコミュニティサイトへの登録を行っていることを要件とする。

(3) 技術実証・展示（別紙2の第2の1（4））については、以下のとおりとし、その補助率は1／2以内とする。ただし、ウに掲げる取組を行う場合の補助率は定額とする。

ア 技術実証については、低コスト・高品質化生産技術や新たな栽培技術等の実証とする。

イ 展示については、茶への転換や省力的な栽培管理に資するほ場条件整備・植栽方法等に係る展示とする。

ウ 茶工場における燃料使用量の大幅削減の実現に向けた、化石燃料のみに依存しない新たな茶加工技術の検討・実証を行うことができる。なお、これに取り組む場合は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

(ア) 事業実施主体は、荒茶工場及び茶加工機械メーカーが参画する協議会であること。

(イ) A重油等の化石燃料のみに依存しない新たな茶加工技術の検討・実証を行うとともに、次に掲げる全ての取組を実施すること。

(a) 実証技術導入前後の荒茶1kg当たりの燃料使用量の比較・分析

(b) 実証技術導入前後の荒茶品質の比較・分析

(c) 新たな燃料（熱源）の確保に向けた課題や産地での普及見込みの検討

- (d) 新たな燃料（熱源）を取り入れた場合の燃料コスト削減効果の考察
 (ウ) 成果目標は、第4の（1）のうちクを設定するものとする。
 (エ) 別紙様式第1号－2－2－4の「茶エネルギー転換計画」が策定されてい
 ること。
- (4) 植栽（別紙2の第2の1（7）。台切りを含む。）及び伐採・抜根・整地（別紙
 2の第2の1（5））とあわせ行う植栽（伐採後、伐採した面積と同規模の農地に
 新たに植栽する場合を含む。）については、国際競争力の強化に向けた茶産地の
 体質強化を図ることができる優良品種の植栽とする。
- (5) 未収益支援（別紙2の第2の1（8））については、次に掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に10a当たり単価の欄に掲げる金額を乗
 じて得た金額を補助金の総額とする。

支援内容	10a当たり単価
(ア) 植栽に伴う未収益支援①	141,000円
(イ) 植栽に伴う未収益支援② (第4の（6）のア（カ）を満たす場 合に限る。)	181,000円
(ウ) 棚施設を利用した栽培法への転換に伴 う未収益支援	40,000円
(エ) 台切りに伴う未収益支援	70,000円

※台切りとは、茶園の若返りを図るため、茶園の地際部から地上15センチメートルまでの高さ（地域における栽培指導指針又はこれに準じるものにおいて別に高さを定めている場合にあっては、当該高さ）で茶樹を切断することをいう。

2 事業実施区域

原則として、市町村の区域とする。ただし、事業の適切かつ円滑な実施のために必要と認める場合にあっては、都道府県の区域を事業実施区域として設定することができる。

また、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事業実施区域として設定することができる。

3 茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成

- (1) 茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成（別表2の2の（2）においてポイントの加算を受ける場合をいう。以下「大規模茶産地モデル形成」という。）に取り組む場合は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。
- ア 事業実施主体は、茶生産者、茶工場及び茶関連産業等の実需者が参画する協
 議会であること。
 イ 受益面積が20ha以上であること。
 ウ 次に掲げる全ての取組を行い、別紙様式第1号－2－2－3の「茶産地モデ

ル形成プラン」を策定すること。

(ア) スマート技術導入等による飛躍的な生産性向上

スマート農業技術の導入、茶園の改植、農業機械、凍霜害防止設備（防霜ファン）等の導入等により、労働生産性向上を図る取組

(イ) 茶関連産業等と連携した労働力確保

茶生産者と茶関連産業等の実需者等が連携し、茶生産における繁忙期等に必要な労働力を確保する取組

(ウ) 茶工場の省エネルギー化

エネルギーコスト削減に資する茶加工機械、加熱機械の導入等により茶工場における省エネルギー化を進める取組

(2) 大規模茶産地モデル形成に取り組む産地は、別紙2の第2の1の(1)から(3)まで、(5)又は(7)から(11)までのいずれか又はこれらのうち複数の取組を選択するものとする。

(3) 成果目標は、第4の(1)のうちウからオまで又はキのいずれかを設定するものとする。

第4 事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

(1) 事業実施主体が以下のいずれかの成果目標を設定すること。ただし、クについては、第3の1の(3)のウに掲げる取組を行う場合のみ選択できるものとする。

	成果目標	目標年度 (事業実施年度からの年数)
ア	栽培面積のうち、産地で推奨する品種の栽培面積を8割以上とすること。	3年後
イ	栽培面積の1割以上を産地で推奨する品種へ転換すること。	3年後
ウ	生産量又は販売額を12%以上増加すること。	3年後
エ	栽培面積のうち、有機栽培面積を2割以上とすること。	4年後
オ	栽培面積のうち、輸出向け栽培面積を2割以上とすること。	3年後
カ	防災設備の導入により、災害発生年と比較して単収を1割以上増加すること。	3年後
キ	産物1kg当たり又は10a当たり労働時間を現状より4%以上削減すること。	3年後
ク	化石燃料のみに依存しない新たな茶加工技術の導入に資する取組を実施すること。	1年後

- (2) 受益面積が20a以上であること。
- (3) 第3の1(1)に定める取組を行う場合にあっては、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。
- (4) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であり、そのうち65歳未満の者が含まれること。
- (5) 受益農業従事者のうち少なくとも1名以上が、以下のア又はイに該当すること。
- ア 地域計画において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。
- イ 農地中間管理機構（農地主幹管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれる農業経営体に含まれること。
- (6) 第3の1(2)、(4)及び(5)に定める取組を行う場合にあっては、次のア及びイの要件を満たしていること。
- ア 支援の対象となる生産者
- 事業実施主体から補助金の交付を受けようとする茶の生産者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす茶生産者グループ（荒茶加工施設を中心とした茶の生産者グループをいう。以下同じ。）に参画している者でなければならない。
- (ア) 茶生産者グループに参画している支援対象者の事業実施年度における植栽の実施面積の合計が、20a以上であること。
- (イ) 茶生産者グループに参画している支援対象者に65歳未満の者が含まれること。
- (ウ) 茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループごとに、少なくとも1経営体以上が、a又はbに該当すること。
- a 地域計画において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。
- b 農地中間管理機構から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれること。
- (エ) 運営に係る規約その他の規程が定められていること。
- (オ) 生産者グループの中心とする荒茶加工施設は、原則として、茶生産者グループを構成する茶の生産者が植栽等を実施する年度の前年度（前年度において、土地改良事業又は災害復旧事業の実施により茶が生産されなかった場合にあっては、当該事業の実施年度の前年度）において、当該茶の生産者からの出荷実績が最も多い荒茶加工施設であること。
- (カ) 第3の1の(5)の(イ)に掲げる未収益支援を受ける場合は、次の取組を行うこと。
- a 40a以上又は植栽実施面積の1割以上について異なる品種への転換を行うこと。
- b 次の(a)から(e)までの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと。

- (a) ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置
- (b) 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置
- (c) 生産コストの低減に資する土壤分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
- (d) 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化
- (e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

イ 支援の対象となる茶園

支援の対象となる茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (ア) 第3の1 (2) に定める取組を行う場合にあっては、事業実施年度の前年度まで、茶園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。
 - (イ) 第3の1の(4) 又は(5) に定める取組を行う場合にあっては、地域計画の区域内(地域計画の区域内に含まれることが確実な場合も含む。)であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。
 - (ウ) 植栽後は、地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有すること。
 - (エ) 当該茶園が、茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図るため、事業実施主体が策定する茶産地展開計画に定めた地域内にあること。
 - (オ) 当該茶園について、農地法(昭和27年法律第229号)第4条又は第5条に基づく農地転用の許可申請書が提出されていないこと。
 - (カ) 当該茶園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等の使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が現に行われ、又は整った茶園でないこと。
 - (キ) 過去に本事業を含む国庫補助事業による支援を受けて、第3の1 (2) 及び(4) に定める取組のうち同一内容の取組を実施していないこと。
- (7) 受益農業従事者にあっては別紙様式第6号-1、食品関連事業者にあっては別紙様式第6号-2、民間事業者にあっては別紙様式第6号-3のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。

事業実施主体は、全ての受益農業従事者並びに構成員である食品関連事業者及び民間事業者からチェックシートを収集し、本要綱第9の規定に基づき、別記様式第1号-1により交付申請書を提出する際、その写しを地方農政局長に提出すること。

また、事業実施後、受益農業従事者、食品関連事業者又は民間事業者は、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。

事業実施主体は、全ての受益農業従事者並びに構成員である食品関連事業者及び民間事業者からチェックシートを収集し、本要綱第19の規定に基づき、別記様式第7号-1により実績報告書を提出する際、その写しを地方農政局長に

提出すること。なお、チェックシートを提出した受益農業従事者から抽出して、農林水産省等の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うものとする。

ただし、GAP認証を取得している者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、認証書等の写しを提出することでチェックシートの提出を省略することができるることとし、対象となるGAP認証はJGAP（農産）、ASIA GAP、GLOBAL G.A.P. 及び国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAP（管理体制を有するものに限る）とする。

第5 事業実施確認・報告

1 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、茶生産者グループが植栽等を行うこととしている茶園が第4の（6）イに掲げる要件を満たすことを事業に着手する前に提出資料又は現地で確認する。
- (2) 事業実施主体は、茶生産者グループが植栽等を行ったことを確認する（以下「事後確認」という。）ため、以下の事項を現地で確認するものとする。
 - ア 事業の取組が確実に実施されたこと。
 - イ 実際の支援対象面積
 - ウ 植栽を行った場合にあっては、新たに植栽した茶樹の品種名
 - エ 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、棚施設が設置されるとともに、導入した被覆資材により、茶園の上部と側面が覆われていること。
 - オ 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、導入した被覆資材により、茶樹が覆われていること。
 - カ 有機栽培への転換を行った場合にあっては、転換後に有機JAS等認証と同等以上の栽培管理が行われていること。
 - キ 輸出向け栽培体系への転換を行った場合にあっては、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置が実施されていること。
- (3) 事業実施主体は、事後確認に当たり、必要に応じ、支援対象者、茶生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。
- (4) 事業実施主体は、現地における事後確認を円滑に実施するため、必要に応じ、関係機関に対し協力を依頼するものとする。
- (5) 確認業務の委託
 - 事業実施主体は、（1）及び（2）に係る確認業務を次のアからエまでに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行ってているかどうかについて確認を行うこととする。
 - ア 法人格を有していること。
 - イ 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
 - ウ 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。

エ 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる茶生産者グループの構成員になっていないこと。

(6) 実施確認結果の通知

ア 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、茶生産者グループに対し、確認結果を通知する。

イ アの通知を受けた茶生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を通知するものとする。

2 事業実施状況の報告

本要綱第35の報告について、事業実施主体は、第4の(1)に規定する目標年度までの間、それぞれ、事業の実施状況の確認を行い、植栽等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、事業実施状況報告書を作成し翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

3 補助金の返還

事業実施主体は、2の事業実施状況の確認をした結果、植栽等の取組の態様が継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

(1) 補助金の交付を受けた支援対象者が未収益の期間中に、当該茶園について、他の農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、植栽等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合

(2) 気象災害等により茶園が崩壊し、茶園に設置した棚施設が崩壊し又は茶樹が枯死し、植栽等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、棚施設の復旧工事、茶樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合

第6 事業実施上の留意点

第3の1の(3)のウに定める取組を行う場合、以下の点に留意すること。

(1) 設備設置費の妥当性

本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定すること。なお、実証に使用する茶加工機械等は、市販化後間もなく、広く普及していないもの、又はプロトタイプのものを対象とし、計上されている機械・備品等の妥当性については、審査の過程で判断することとする。

(2) 機械・備品等の利益排除

本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体に参画する者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益分相当分が含まれることは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、以下に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

(昭和38年大蔵省令第59号) 第8条で定義されている親会社、子会社及び関係会社を用いるものとする。

ア 事業実施主体に参画する者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。

ただし、助成額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、補助対象としない。

ウ 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。

ただし、助成額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、補助対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

(3) 事業成果の普及

事業実施主体は、本事業の趣旨を踏まえ、事業実施で得られた成果等に関し、以下のとおり対応するものとする。

ア 事業実施主体は、事業実施で得られたデータやノウハウ等の成果を地域の荒茶工場等が活用できるよう整理や取りまとめを行い、個人情報や、公開すると知的財産権の取得等に支障をもたらす可能性がある情報等を除き、可能な限り当該データやノウハウ等の成果の公開及び普及に取り組むものとする。

イ 本事業の成果や普及の取組状況について、国又は国が依頼した第三者（以下本項において「国等」という。）が国内の農業振興に資することを目的に情報の取扱いを明確に示して当該情報の提供を求める場合は、これに協力するものとする。また、国は、事業実施主体が本事業により得た事業成果等のうち、個人情報及び公表することにより事業実施主体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等を除き公表できるものとし、これらの情報を国等が公表する場合は、国等は事前に事業実施主体に対し協議を行うものとする。

ウ 本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、ア及びイの定めにより公表された事業成果等については、第三者の使用を妨げないものとする。